

第3期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定 及び芦屋町人口ビジョン改訂について

まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）の計画年度が令和6年度で満了することから、次期計画の策定及び人口ビジョンの改訂について審議をお願いするものです。

1. 総合戦略の策定・人口ビジョン改訂の考え方

人口減少や東京一極集中に歯止めをかけ、地方を活性化するための基本的な理念を定める「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の趣旨を踏まえ、芦屋町でも地方版の総合戦略を策定し、各種施策の推進を図っている。

これについて、現在の第2期総合戦略の計画年度が令和6年度で満了するため、次期計画を策定する必要がある。なお、策定の際は、内閣府が発出した「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月版）」（以下、「手引き」という。）に基づき、国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえた策定を行う必要がある。

また、総合戦略を策定する上で、人口ビジョンが重要となるため、これまで総合戦略を策定する際は、併せて人口ビジョンを策定・改訂している。今回においても、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が「日本の地域別将来推計人口」を更新したこともあり、人口ビジョンを改訂する。

（参考：これまでの策定状況）

- ・平成28年3月：第1期総合戦略策定（H27～H31）
人口ビジョン策定（H27～H72年）
- ・令和2年3月：第2期総合戦略策定（R2～R6）
- ・令和3年3月：第2期総合戦略改訂（R2～R6）、人口ビジョン改訂（H27～R42）

※令和元年度が第2期総合戦略の策定期間であったが、国は計画を令和元年12月末に策定し、県はそれを踏まえ令和元年度末に策定するという状況であった。このため、令和元年度は第1期の枠組を維持し、施策の見直しを行った第2期総合戦略を策定し、令和2年度に国・県の総合戦略を勘案した改訂を行うこととなった。

2. 総合戦略策定・人口ビジョン改訂のポイント

（1）デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた策定

総合戦略については、これまでの枠組みを維持しつつ、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、デジタルを活用したKPIを新たに設定していく予定である。

(想定される KPI の例)

- ・キャッシュレス（電子）プレミアム付き商品券が利用できる店舗数
- ・ICT 機器をほぼ毎日（9 割以上）利用している学校の割合
- ・公式 LINE、ふくおか健康アプリ、防災まもるくん等町として登録してほしいアプリ等の登録者数
- ・デジタル田園都市国家構想交付金で実施した事業
（コンビニ交付を利用した自動交付機導入事業、入札手続等デジタル化事業等）
- ・今後、デジタル田園都市国家構想交付金で実施する事業

(2) 総合戦略の名称変更の検討

手引きの中に、地方版総合戦略の名称の例として『デジタル田園都市国家構想総合戦略』『デジタル田園都市構想総合戦略』『デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略』と記載されている。

このため、策定する総合戦略の名称は、今後の推進本部会議や推進委員会に提案し、審議する予定である。

(3) 芦屋町地方創生推進委員会委員数の増 資料 1 (P3)

総合戦略の策定・評価・検証のため、芦屋町地方創生推進委員会設置条例を制定し、芦屋町地方創生推進委員会を設置している。

現行条例第 2 条第 1 項に「委員会は、10 人以内をもって組織する。」とあり、現在は 10 人に委嘱し委員会を構成している。

これについて、手引きに「デジタル分野に精通する団体・有識者等に参画を求めることも重要です。」とあり、次期任期よりデジタル人材への委嘱ができるよう、6 月定例会に条例改正議案を提出する。(10 人以内を 12 人以内に変更)

(4) 日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）の反映

人口ビジョンについては、社人研が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」を基に数字の時点修正を行う。なお、将来シミュレーションは、6 月頃に国から試算シートが提供される予定であり、それを用いて変更するか検討する。

3. スケジュール（案）

資料 2 のとおり (P4)

4. その他参考資料

資料 3 地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和 5 年 12 月版）

【抜粋】 (P5～12)

資料 4 デジタル田園都市国家構想総合戦略【概要】 (P13)

芦屋町地方創生推進委員会 委員名簿

任期：令和4年8月4日から令和6年8月3日まで（2年間）

氏名	分野	参画している主体
内田 晃	学：教育機関	北九州市立大学
本田 浩	官：行政機関	芦屋町議会
萩原 洋子	官：行政機関	芦屋町議会
山村 朋代	産：産業界 (商業)	芦屋町商工会議所
吉岡 学	観光	芦屋町観光協会
松本 健吾	産：産業界 (農業)	芦屋町農事組合
中西 智昭	産：産業界 (漁業)	遠賀漁業協同組合
山下 敦史	金：金融機関	福岡銀行
小原 隆寛	士：士業	福岡県弁護士会
西村 由美子	公募（町民）	公募（町民）

総合戦略等策定スケジュール(案)

令和6年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 推進本部会議		● ①策定方針		● ②第2期評価報告		● ③素案検討	● ④素案確定 ・パブコメ実施	● ※②で修正意見あった場合			● ⑤計画(案)決定 ※パブコメの意見の状況 により必要に応じ開催	
2. 推進委員会				● ①第2期評価報告 ・策定方針	● ②素案検討	● ③素案検討	● ②or③後答申	● ※パブコメ結果文書報告 ただし、パブコメにより 修正が必要な場合開催も検討				
3. 議会						● 第2期評価報告			● パブコメ実施説明		● 計画策定報告	
4. 事務局・担当部署		● 各課調査・ヒアリング (第2期評価・第3期展望)								● パブコメ実施 ※広報あしや1月号掲載		

地方版総合戦略の策定・効果検証の

ための手引き

(令和5年12月版)

【抜粋】

令和5年12月

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

内閣府地方創生推進室

<はじめに>

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」（以下「本構想」という。）の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。

本構想の実現を図るため、国においては、令和4年12月23日に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を新たに策定しました。そして、デジタル行財政改革の動きや「当面の重点検討課題」（令和5年6月16日デジタル田園都市国家構想実現会議決定）に掲げた施策の進捗状況、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」などを踏まえ、今般、総合戦略を改訂し、令和5年12月26日に閣議決定されました。

総合戦略では、令和4年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」で定めた取組の方向性に沿って、本構想が目指すべき中長期的な方向や本構想の実現に必要な施策の内容をお示ししています。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第9条及び第10条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。本構想の実現に当たっては、国と地方が連携・協力しながら推進することが必要であり、デジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、地方版総合戦略の策定、改訂に努めていただく必要があります。

この手引きは、平成27年1月に策定され、令和4年12月に改訂したものを、総合戦略の改訂を踏まえ、地方版総合戦略の策定、改訂や同戦略についての効果検証がより一層進展することとなるよう改訂したものです。各地方公共団体において、地方版総合戦略の策定、改訂及び効果検証にご活用ください。

最後に、本手引きは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意事項を示しているものです。本手引きにおいて示していない事項や、示している内容と異なる手法等により、地域の判断で取り組んでいただくことはもとより可能です。

き理想像)が存在するという観点(1-4参照)から、行政区域を越えた広域的な連携を考慮する必要があります。

これまでの地方版総合戦略の効果検証に当たり、若者や域外の関係者が参画した事例や広域連携(市町村間、都道府県や市町村との連携等)による改訂プロセスを経た事例が見られます。地方版総合戦略の策定、改訂に当たっては、責任ある多様な主体の参画により、地方版総合戦略に基づく具体的な取組の効果を高めるためにも、策定、改訂のプロセスを重視することが求められています。

【特徴的事例①】

<静岡県>

産官学金労言士等で構成する「地方創生県民会議」に若者代表(2名)を委員として招へいし、若者の視点を踏まえた効果検証を行った。主体的に行政に参画する若者が少ないことが課題に挙げられ、「行政に興味のない若者が参加できる意見交換の場や、若者が意見を直接発表できる場を増やすことが必要」との意見が出た。

この意見を踏まえ、地方版総合戦略の改訂時には、具体的な施策には、「継続的な地域との関わりを拡大」を盛り込み、主な取組には、「若者による地域の魅力の発掘と情報発信等の支援」を追加した。

【特徴的な事例②】

<岩手県大船渡市>

市内企業・団体の関係者のみならず、出身者又は地元ゆかりのある学識経験者など、産官学金労からなる「大船渡市総合戦略推進会議」を設置し、効果検証を行った。持続可能な水産業の仕組みづくりに向けて、「付加価値を高めるためには、ブランド化や機械化、ニッチなニーズの把握等、マーケットとの連携が重要。」との意見が出た。

この意見を踏まえ、地方版総合戦略の改訂時には、水産業の稼ぐ力の強化や、域内連携による商品の高付加価値化等を盛り込むとともに、業種間連携の推進に向け、KPI(新たな水商工連携事業数)を新設した。

2-2 住民・産官学金労言士等の参画と推進組織

本構想を効果的・効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要です。このため、地方版総合戦略は、幅広い層の住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業(産官学金労言士)等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要です。

また、本構想の推進に当たり、デジタル関連の施策を実効的なものとするため、推進組織には、デジタル分野に精通する団体・有識者等に参画を求めることも重要です。

【デジタル分野の団体・有識者等の例】

- ・大学や高等専門学校等の高等教育機関
- ・情報通信技術や先端技術を専門とする企業、団体
- ・DX推進のために地方公共団体等が委嘱したアドバイザー 等

加えて、地域における若者の修学及び就業の促進は、地域の活性化のために極めて重要な課題です。「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の就学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）」に基づき、産学官連携により、産業創生・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革の一体的な取組が進められるなど、地域の教育・研究機関が果たすべき役割は広がりを見せています。国の総合戦略においては、地方において魅力ある学びの場を作るとともに、産学官の連携により地域の中核的産業の振興や雇用の創出を推進することの重要性も示されています。地方版総合戦略の策定・実行に当たっても、地域の将来を支える人材育成と新たな雇用の創出を担う教育・研究機関の参画は有効と考えられます。

さらに、日本商工会議所や経済同友会、全国農業協同組合中央会等の組織に係る各地域の団体をはじめ、地域金融機関や政府系金融機関等の知見等についても積極的に活用することが有効です。

各地域において設置している「地方移住に係る県民会議」や「子ども・子育て会議」、「DX推進会議」といった地方創生やデジタル技術の活用に関連する事項を議論する会議体等における議論や取組内容についても、地方版総合戦略の策定、改訂に反映させるなど、各地域における「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織を有機的に連携させていくことも重要です。

なお、本構想を効果的・効率的に推進するため、できるだけ多様な主体が参画することが望ましいですが、地域の実情に応じて構成団体を検討することも差し支えありません。また、推進組織の構築に当たっては、これまでの地方版総合戦略の策定や改訂、効果検証における推進組織を継続して活用することも考えられます。

2-3 庁内における推進体制

本構想が、地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させることを目的としていることを踏まえれば、地方版総合戦略の策定、改訂及び実施に当たっては、地方創生担当部局とデジタル担当部局をはじめ、庁内の各部局が連携して総合的に対応することが重要です。

2-4 起草作業

地方版総合戦略の策定に必要な調査等を民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えありませんが、デジタルの力を活用した地方創生を実効性ある形で推進するためには、その施策を実施する地方公共団体自らが、地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）について、主体的に考えることが必要です。このため、各地方公共団体が主体性をもって、住民や産官学金労言士等の多様な主体の参加・協力を得ながら、しっかりと議論を行った上で、地方版総合戦略の策定に取り組むことが重要であり、地方版総合戦略の起草作業自体は、多様な主体の参画を得ながら、地方公共団体自らが行うことが望まれます。

3. 地方版総合戦略の構成

3-1 地方版総合戦略の名称

地方版総合戦略の名称については、2-2で記載した推進組織等における議論を踏まえ、地域の実情に応じた名称を設定することが適切ですが、例えば以下のような名称が考えられます。

例) ○○市デジタル田園都市国家構想総合戦略
○○市デジタル田園都市構想総合戦略
○○市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略

3-2 地方版総合戦略の期間

国の総合戦略の期間が令和5年度～令和9年度の5か年となっていることから、地方版総合戦略の期間も国の総合戦略の期間を勘案して設定するよう努めてください。ただし、地域の実情に応じた期間を設定することも差し支えありません。

3-3 全体的な構成

地方版総合戦略は、法第9条及び第10条に基づき策定されるものです。当該条文では、地方版総合戦略の内容として、それぞれ第2項第1号～第3号で、①目標、②講ずべき施策に関する基本的方向、③講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を規定しています。

【多様な暮らし方を支える人間中心のコンパクトなまちづくり】

多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、立地適正化計画の実効性向上や都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりに取り組む。

【観光 DX】

デジタル技術を活用し、近接する地域間、同様の観光資源を有する地域間での連携を促進し、旅行者が周遊するエリアの拡大による滞在期間の長期化、相互送客による旅行機会の創出等に向けて取り組む。

【デジタル技術を活用した地域防災力の向上】

デジタル技術を活用した情報収集や住民への情報提供等効果的・効率的な防災対策に取り組むとともに、被災者の支援に係る手続き等の業務のデジタル化や流域に関わるあらゆる関係者が協働した「流域治水」を推進する。

【ドローン利活用】

様々な分野においてドローンの利活用を拡大し、ドローンがより効果的に社会に貢献する未来を実現する。

このほか、各地域が掲げている構想（例：全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」）を参考とするなど、地域の実情に応じた様々な地域ビジョンが考えられます。

3-7 目標と基本的方向

各地方公共団体は、人口の現状及び将来の見通しを踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、地方版総合戦略の目標を設定することが適切です。各地域の社会課題解決や魅力向上を図るためには、デジタルの力を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を特に進めていくことが求められます。

※参考

国の総合戦略では、デジタル実装の前提となる3つの取組（ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組）を国が強力に推進し、地方のデジタル実装を下支えすることとしています。

(国の総合戦略における施策の方向)

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる

(2) デジタル実装の基礎条件整備

- ①デジタル基盤整備
- ②デジタル人材の育成・確保
- ③誰一人取り残されないための取組

また、目標の達成に向けてどのような政策を推進していくかを、基本的方向として記述することが適切です。例えば、「地方への人の流れをつくる」という目標であれば、「地方への移住・定住を推進し、担い手の確保を図ることが求められていることを踏まえ、関係人口の創出を図る」「地方にビジネスの実践の場を形成し、多様な人材を呼び込むことが重要であることを踏まえ、サテライトオフィスなど都会と同じように仕事ができる環境の整備を推進する」などの基本的方向が考えられます。

3-8 具体的な施策

前節で設定した政策分野ごとに、それぞれの地域の実情に応じながら戦略期間（5年間）のうちに実施する施策を検討し、盛り込むことが適切です。すべてが新規の施策である必要はなく、これまでに既に実施されてきている施策であって効果の高いものが含まれていても差し支えありませんが、これまでの地方版総合戦略の効果検証を行った上、その結果を踏まえるとともに、デジタルの力を活用して取組を発展させるなど、施策の見直しを行うことが重要です。

また、国の総合戦略では、「第4章 各分野の施策の推進」において個別具体の施策を記載していますので、施策の検討に当たっては、第4章に盛り込まれた国の施策も参考にしてください。

4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

4-1 数値目標

地方版総合戦略に基づき、総合的かつ計画的に推進する観点から、盛り込む政策分野ごとに戦略期間（5年間）の目標を設定することが適切です。また、目標の達成度合いを検証し、住民等への対外的な説明を可能とするためにも、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定することが望まれます。

地域の実情等により、数値目標を設定することが困難である場合や適当ではないと考えられる場合には、定性的な目標を設定することが考えられますが、

重要業績評価指標（KPI）：

Key Performance Indicator の略称。

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

※ 「地方創生事業実施のためのガイドライン」（令和5年3月改訂 内閣府地方創生推進事務局）には、事業の企画立案時における KPI 設定に当たってのポイントや分野別の主な KPI の例等を記載していますので、参考としてください。

参考までに、想定される KPI の例は以下のとおりです（3－7で述べた国の総合戦略の施策の方向ごとに記載しています）。

○想定される KPI の例

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

①地方に仕事をつくる

- ・キャッシュレス対応事業者数
- ・ICTを導入した養殖業経営体数
- ・地域内企業のIoT導入率
- ・スマート農業導入経営体数

②人の流れをつくる

- ・サテライトオフィス利用者数
- ・ワーケーションに対応した宿泊施設数
- ・地域内企業のテレワーク実施率
- ・オンライン関係人口数

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・母子手帳アプリ登録者数
- ・子育て支援サービスのICT導入数
- ・子育て世帯におけるオンライン手続利用率

④魅力的な地域をつくる

- ・オンライン診療導入医療機関数
- ・MaaS等を活用した地域公共交通導入数
- ・災害対策にかかるIoT技術等の導入件数

(2) デジタル実装の基礎条件整備

①デジタル基盤整備

- ・光ファイバ敷設率
- ・マイナンバーカードを活用したサービス件数

②デジタル人材の育成・確保

- ・職業訓練においてデジタル技術を学んだ人数
- ・中小企業におけるIoT技術者の養成者数
- ・地方公共団体におけるデジタル人材育成人数

③誰一人取り残されないための取組

- ・高齢者のスマートフォン普及率
- ・地域ICTクラブの活動数



総合戦略(2027年度までの5か年計画)の基本的考え方

- ▶ 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ▶ デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- ▶ これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

施策の方向

地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる
 - ・ 中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光DX等
- ② 人の流れをつくる
 - ・ 移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上等
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・ 結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進等
- ④ 魅力的な地域をつくる
 - ・ 地域生活圏、教育DX、医療・介護DX、地域交通・物流・インフラDX、防災DX等

国によるデジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤の整備
 - ・ デジタルインフラの整備、デジタルライフライン全国総合整備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大等
- ② デジタル人材の育成・確保
 - ・ デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成等
- ③ 誰一人取り残されないための取組
 - ・ デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現等

政策間連携・施策間連携・地域間連携の推進

- (政策間連携)
- ・ デジタル行財政改革会議における議論の進展や、「デジタル行財政改革中間とりまとめ」なども踏まえつつ、規制改革を始めとする政策と連携しながら、一体的に推進等
- (施策間連携)
- ・ 各省による重点支援や地方支分部局の活用等による伴走型支援等を通じて、地域が目指す将来像の実現を支援等
- (地域間連携)
- ・ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進等

デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)における改訂概要



デジタル行財政改革関連

- (デジタル田園都市国家構想交付金)
- ・ 将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な実装を支援
- (教育DX)
- ・ デジタル教材等が連携する仕組みの構築などのデータ分析・利活用ができる環境整備、校務DX等を推進
 - ・ GIGAスクール構想の第2期を見据え、予備機を含む1人1台端末を計画的に更新
- (行政サービス分野のデジタル実装の展開)
- ・ 「書かないフストップ窓口」の全都道府県下の市町村への展開を含めた、業務改革を前提とした「フロントヤード」改革を推進
 - ・ 国地方共通相談チャットボットの2023年度内の提供開始、その後のシナリオの精度の向上、対象分野の拡大を推進
- (地域交通)
- ・ タクシー・バスのドライバーの確保、不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用の検討を推進
- (ドローンの利活用)
- ・ レベル1・2(目視内飛行)に係る無人航空機の飛行に関する許可・承認申請手続を短期化
 - ・ レベル3飛行(無人地帯における目視外飛行)について、一定の要件の下、従来の立入管理措置を撤廃するレベル3.5飛行制度を創設

当面の重点検討課題(令和5年6月16日デジタル田園都市国家構想実現会議決定)関連

- (デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成(国土形成計画))
- ・ デジタル徹底活用と「共」の視点からの地域経営で、日常の生活サービスが持続可能となる「地域生活圏」の形成を推進
- (物流DX)
- ・ 自動運転、ドローン物流、バス予約システム、求貨求車マッチングや自動倉庫、AIターミナル、サイバーポート等、効率化を推進
- (地域の公共交通のリ・デザイン)
- ・ MaaSやAIオンデマンド交通、モビリティ人材育成、自動運転の実装、ローカル鉄道の再構築、地域の実情に応じた幹線鉄道ネットワークの高機能化・サービス向上に係る取組を支援
- (デジタルライフライン全国総合整備計画)
- ・ デジタルライフライン全国総合整備計画を2023年度内に策定し、官民による重複を排除した集中的な投資を実施
 - ・ 2024年度からデジタル情報配信道やドローン航路の設定、131インフラ管理のデジタル化を先行地域で推進